

## 懲戒規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人宮城県理学療法士会定款に基づき、本会会員に対する懲戒に関する事項を、円滑かつ明瞭にすることを目的として定める。

### (懲戒の種類)

第2条 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、何れかの方法により行う。

- (1) 定款第11条第1項(1)による訓告
- (2) 定款第11条第2項(2)による1年以内の会員の権利の停止
- (3) 定款第9条による除名

### (弁明機会)

第3条 懲戒は、決議前に理事会において十分な弁明の機会を与えなければならない。  
また前条(3)に定める方法による場合は、該当会員に対し、社員総会4週間前までに、当該社員総会において除名を審議すること、かつその決議の前に弁明する機会を与えることを通知しなければならない。

- 2 前項における会員への弁明機会の通知は、会長名による文書をもって行うこととする。

### (懲戒決議)

第4条 懲戒は、第2条(1)又は(2)に定める方法による場合は理事会の決議により、また(3)に定める方法による場合は理事会の決議を経たうえ、社員総会の3分の2以上の多数決により、これを決する。

### (懲戒の通達・公示)

第5条 第4条により懲戒が決議されたとき、会長は、当該会員に対し書面によりその内容及び理由を通知する。

### (懲戒の解除)

第6条 懲戒の解除は、第2条(1)又は(2)に定める方法による懲戒の場合は理事会の決議によりこれを決する。(3)に定める方法による懲戒の場合は原則解除しない。

- 2 会員としての権利を回復した場合であっても、権利停止期間中における会員としての利益享受の遡及は認めない。

(異議申立)

第7条 懲戒処分に不服のある被処分者は、通知の日より14日以内に文書により本会对し異議の申立をすることができる。

(定めのない事項)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事会において協議するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は理事会により協議し、承認をもって成立する。

附則

1 この規程は、令和8年4月16日から改正施行する。